

別表 1		
装置名	助成額・助成数	備 考
EMS (デジタルタコグラフ)	・購入価格の1/2 上限20,000円とする。(1,000円未満切り捨て) ・会費請求車両数が30台までは15器まで 30台を超える場合は、1/2(端数切り上げ) 30器を上限とする。	・(公社)全日本トラック協会が選定する ものに限る。(一覧表参照) ・解析用ソフトは、助成対象外。
ドライブレコーダー (運行管理連携型)	・購入価格の1/2 上限30,000円とする。(1,000円未満切り捨て) ・会費請求車両数が30台までは15器まで 30台を超える場合は、1/2(端数切り上げ) 30器を上限とする。※2	
ドライブレコーダー (標準型)	・購入価格の1/2 上限10,000円とする。(1,000円未満切り捨て) ・会費請求車両数が30台までは15器まで 30台を超える場合は、1/2(端数切り上げ) 30器を上限とする。※2	
ドライブレコーダー (簡易型・その他)	・購入価格の1/2 上限10,000円とする。(1,000円未満切り捨て) ・会費請求車両数が30台までは15器まで 30台を超える場合は、1/2(端数切り上げ) 30器を上限とする。※2	・(公社)全日本トラック協会が選定 するもの(一覧表参照)及び選定されてい ないものでも助成対象。 ・解析用ソフトは、助成対象外。

* 注……国や自治体からの補助金を受けていないものとする。

※2……ドライブレコーダーの助成上限台数は、「運行管理連携型」「標準型」「簡易型・その他」の合計
台数とする。

別表 2				
導入方法	申請方法	申請様式	申請書提出期限日【助成金支払先】	請求書・実績報告 提出期限
購 入 及 び リ ー ス	導入後申請	様式1	様式1 を令和8年1月16日までに	様式3 を令和8年3月6日 までに提出
	導入前申請 ※注1	様式2 様式3	様式2 を令和8年1月16日までに	

上記期間内であっても、予算に達した場合は受付を終了いたします。

注 1 「標準的な運賃」の運輸支局への届出が確認できない場合、申請できません。

注 2 導入前申請について、令和8年2月末日までに装着及び支払い・リース契約、割賦販売
契約が完了、令和8年3月6日までに実績報告書を提出すること。

注 3 リース導入申請については会員又はリース会社に助成金を支払うこととなるため、双方で
確認のうえ申請願います。

注 4 全ての助成額は、1,000円未満切り捨ての額で申請書に記入してください。

注 5 助成金の対象となる金額には、保守料、レンタル料、送料、消費税等は含まれません。

注 6 国や自治体からの補助金を受けた(受ける予定の)各安全装置機器においては、
トラック協会への申請ができません。